



機器の点検していますか？



業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の管理者の皆様へ

地球温暖化とオゾン層破壊の原因となるフロン類（CFC、HCFC、HFC）の排出抑制のためフロン類を使用している業務用エアコン・冷凍冷蔵機器の管理者はフロン排出抑制法に基づき、機器及びフロン類を適切に管理する義務があります。

フロン排出抑制法の対象となる機器

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの



店舗用エアコン



ビル用マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用ショーケース

など

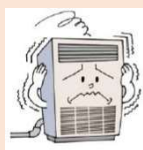
機器に貼ってあるステッカーで確認

○機器を使用しているときの管理者の責務

平常時の対応

①適切な場所への設置等

・機器の損傷等を防止するため、適切な場所へ設置し、保全する必要があります。
※機器に損傷をもたらすような振動源を周囲に設置しないこと。
※機器周辺の清掃を行うこと。他



②機器の点検（詳細は裏面）

・管理者は、保有する機器を点検し、その記録を保存する必要があります。

点検の種類	機器の種類	点検頻度
簡易点検	すべての機器	3ヶ月に1回以上
定期点検	冷凍冷蔵機器	定格出力 7.5kW 以上
		1年に1回以上
	空調機器	定格出力 50kW 以上
		3年に1回以上
		定格出力 7.5kW 以上 50kW 未満



漏えい発見時の対応

③漏えい防止措置、修理しないままの充てんの原則禁止

・フロン類の充てん・回収は、都道府県に登録された第1種フロン類充てん回収業者のみが行うことができます。
・冷媒漏えいが確認された場合、修理なしでのフロン類の充てんは原則禁止です。可能な限り速やかに漏えい箇所の特定・必要な措置を実施してください。

④点検等の記録の保存等

・点検の記録は、機器を廃棄するためのフロン類の引渡し完了日から3年間保存してください。
・機器整備の際に、整備業者等の求めに応じて当該記録を開示してください。

この他、管理する機器から一定量以上のフロン類が漏えいした場合、漏えい量を国へ報告してください。

○機器を廃棄するときの管理者の責務

機器に充てんされていたフロン類の回収・処理は、費用負担も含め、管理者が行う必要があります。

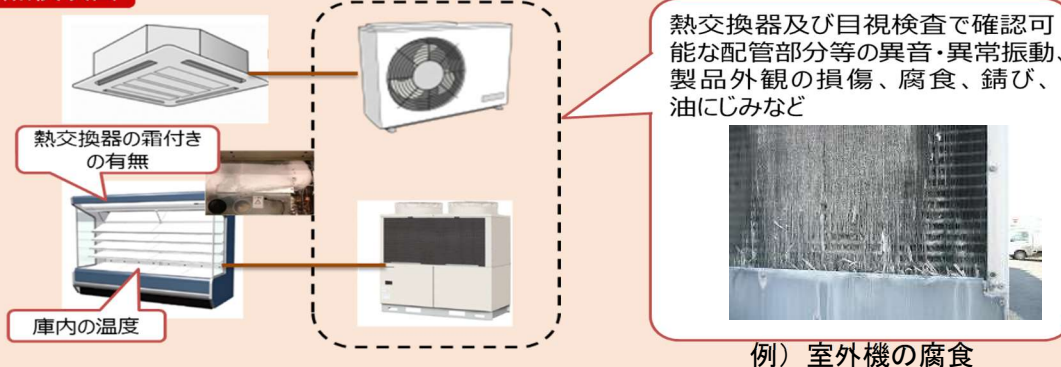


○機器の点検

フロン排出抑制法に基づく機器の点検は、以下の2つの方法があります。

■全ての業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を対象とした簡易点検
(製品外観の目視確認) ※実施者の具体的な限定はなし

点検項目



例) 室外機の腐食

■一定規模以上の業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を対象とした定期点検
(有資格者による点検)

○対象機器に該当するかどうかの確認方法

冷凍空調機器の室外機などの銘板に記載された「圧縮機の定格出力」や「電動機出力・圧縮機」、「呼称出力」などで確認できます。

○定期点検の実施者について

第1種冷媒フロン類取扱技術者など**一定の資格を有している者**が検査を実施する必要があります。



○罰則について

機器の管理が著しく不十分な場合は、法律に基づく指導、命令などを経て **50万以下の罰金**に処せられることがあります。

○問い合わせ先（フロン排出抑制法関係）

所属名	連絡先	所管区域
岡山県環境文化部環境企画課	☎086-226-7299	
岡山県備前県民局地域政策部環境課	☎086-233-9806	岡山市 玉野市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 和気町 吉備中央町
岡山県備中県民局地域政策部環境課	☎086-434-7066	倉敷市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 浅口市 早島町 里庄町 矢掛町
岡山県美作県民局地域政策部環境課	☎0868-23-1227	津山市 真庭市 美作市 新庄村 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村 久米南町 美咲町

フロン排出抑制法の概要、定期点検に必要な資格一覧等は、県庁トップページから [フロン](#) [検索](#) で検索してください。